

電源立地地域対策交付金制度の継続に関する要望書

水力発電施設が所在する市町村が対象となる電源立地地域対策交付金制度の水力発電施設周辺地域交付金相当部分については、長野県において46の自治体が交付をうけ、公共用施設整備のみならず地域住民の保育・福祉サービスを充実させる地域活性化事業等に効果的に活用してまいりました。本交付金は貴重な財源となっており、その果たしてきた役割は大きなものと認識しております。また、当該市町村の長期にわたる協力により、国民の生活や経済の発展にとって欠かすことのできない水や電力の供給という重要かつ公益的な役割は言うに及ばず、近年環境問題として大きくクローズアップされておりますCO₂の削減等にも大きく寄与してきたところであります。

さて、この水力発電施設周辺地域交付金相当部分については、交付期間が運転開始後15年から最大30年間とされており、県内46交付団体の半数以上である27団体が2010年にて期間終了を迎えます。多くの犠牲の上に設置された発電用施設が現存してその役割を果たしている以上、一定の期間により交付金が打ち切られることは、納得のできるものではありません。

私ども関係市町村においては、その大半が中山間地域にあることから、過疎化、少子高齢化等の進行が進んでおり、行財政改革の推進に取り組んでいるものの財政事情が非常に厳しい状況にあります。

よって、電源立地地域が将来に向けて振興・発展されるよう、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 電源立地地域対策交付金制度の水力発電施設周辺地域交付金相当部分について、過去30年間にわたる交付実績や今後とも安定的な水力発電を維持する必要があることから、平成23年度以降は恒久的な制度と

して継続すること。

- 2 電源立地地域対策交付金の使途については、昨年の事業仕分けの評価結果を踏まえ、地域の自由な判断により使用できるようにすること。

平成 22 年 5 月 19 日

ダム・発電関係市町村全国協議会

長野県関係市町村長代表 木曾町長 田中勝己

小谷村長 小林三郎